

横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会 第29期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議

日時：平成26年5月9日(金)

午前9時～午前12時

場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 議事

(1) 子ども・子育て会議等での条例案（保育・教育関係）にかかる意見聴取について

ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について【子ども・子育て会議】

イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について【児童福祉審議会】

- ・総論
- ・家庭的保育事業について
- ・小規模保育事業

<休憩>

(2) 家庭保育福祉員について【児童福祉審議会】

3 その他

4 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例
- 資料5 子ども・子育て会議等での条例案（保育・教育関係）にかかる意見聴取について
- 資料6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について
- 資料7 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 29 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順（委員及び臨時委員ごと）】

＜横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	佐野 健一	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
4	国学院大学人間科学部こども支援学科 教授	神長 美津子	臨時委員
5	青山学院女子短期大学こども学科 教授	岸井 慶子	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部長	納米 恵美子	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東洋英和女学院大学 准教授	○山本 真実	臨時委員
9	子どもの未来サポートオフィス 代表	米田 佐知子	臨時委員
10	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	渡辺 祐子	臨時委員

＜第 29 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	佐野 健一	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部長	納米 恵美子	
3	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	長谷山 景子	
4	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
5	東洋英和女学院大学 准教授	○山本 真実	
6	子どもの未来サポートオフィス 代表	米田 佐知子	
7	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	渡辺 祐子	
8	国学院大学人間科学部こども支援学科 教授	神長 美津子	臨時委員
9	青山学院女子短期大学こども学科 教授	岸井 慶子	臨時委員
10	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会

第 29 期横浜市児童福祉審議会 保育部会

事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名	
部長	子育て支援部長	田中 博章	
	保育対策等担当部長	宮本 正彦	
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈	
	子育て支援課幼・保・小連携担当課長	原 南実子	
	保育運営課長	竹田 良雄	
	保育運営課 運営指導等担当課長	本間 睦	
	保育対策課長	渋谷 昭子	
	保育対策課担当課長	杉山 雅之	
	保育対策課担当課長	田中 礼子	
	保育所整備課長	松本 貴行	
	企画調整課長	吉川 直友	
	企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長	福嶋 誠也	
	企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長	青木 正博	
	係長	子育て支援課 子育て支援係長	高岡 昭人
		子育て支援課 担当係長	小澤 美奈子
子育て支援課 担当係長		長田 和彦	
子育て支援課 幼児教育係長		馬淵 由香	
保育運営課 運営調整係長		鎌田 学	
保育運営課 運営指導係長		森兼 亜紀子	
保育運営課 認可外保育所担当係長		有泉 廣隆	
保育運営課 指導等担当係長		遠藤 和宏	
保育対策課 担当係長		安形 和倫	
保育対策課 担当係長		廣瀬 綾子	
保育対策課 担当係長		千葉 省一	
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁	
保育所整備課 担当係長		松石 徹	
保育所整備課 整備等担当係長		朝倉 恭史	
保育所整備課 整備等担当係長		永松 弘至	
企画調整課 企画調整係長		柿沼 千尋	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		許田 重治	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		白井 正和	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		渡辺 貴士	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		原 弘岳	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	矢吹 貴		
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	松本 瑞絵		

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成24年3月30日 こ企第339号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第8項(1)関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭保育福祉員の認定及び取消に関する事。 (第8項(2)関係) 2 その他、保育に関する事。
児童部会	1 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。 (第8項(3)関係) 2 児童の一時保護に関する事。 (第8項(4)関係) 3 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	障害児の福祉に関する事。
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項(5)(6)関係)

2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。

3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。

4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。

5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。

8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。

(1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第7条第1項及び第8条第2項に規定する事項

(2) 横浜市家庭保育福祉員制度実施要綱（昭和41年8月制定）第4条第2項及び第5条第2項に規定する事項

(3) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項

(4) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項

(5) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項

(6) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

（会議の傍聴手続等）

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

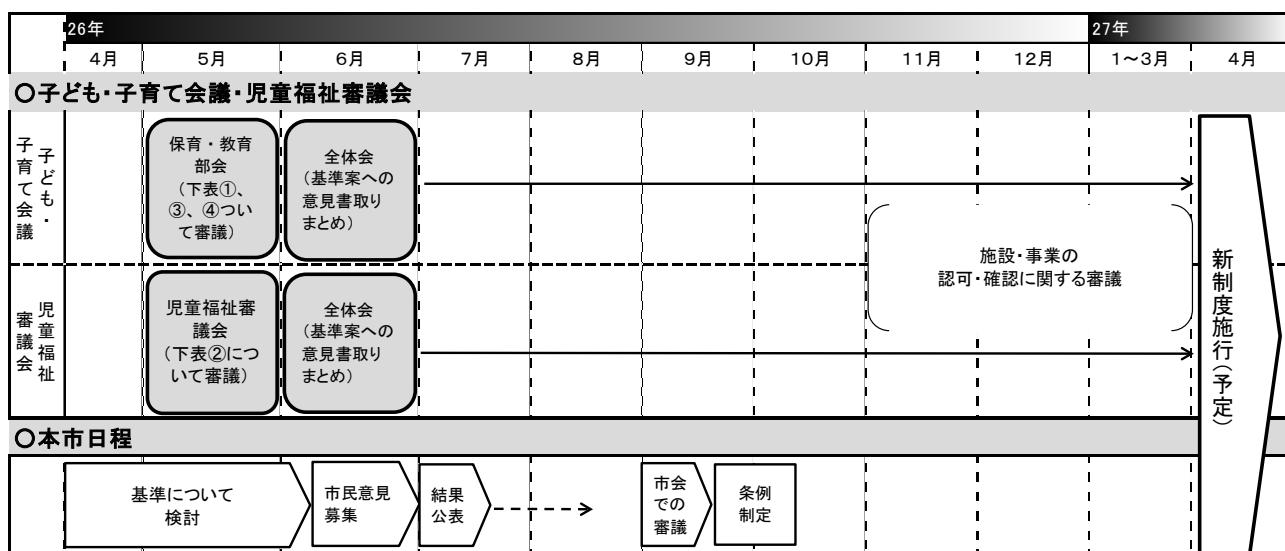
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

子ども・子育て会議等での条例案(保育・教育関係)にかかる意見聴取について

1 意見聴取を予定している条例

	条例の名称(案)	概要	制定時期	部会での検討時期
①	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	一体型の施設として新たに規定される幼保連携型認定こども園について、その学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める。	平成26年9月	5/9(子ども・子育て会議保育・教育部会)
②	家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉法で新たに認可事業として規定される家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)について、その設備及び運営に関する基準を定める。	平成26年9月	5/9、5/27(児童福祉審議会保育部会)
③	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	新制度における給付制度の対象施設・事業となるために必要な「確認」を受けるための要件である運営に関する基準を定める。	平成26年9月	5/27(子ども・子育て会議保育・教育部会)
④	保育の必要性の認定を行うための基準条例【改正】	給付制度を利用するために必要となる「支給認定」を受けるための「保育の必要性」に関する事由等を定める。	平成26年9月	5/27(子ども・子育て会議保育・教育部会)

2 スケジュール



3 市町村が定める基準の分類について

市町村が定める基準については、子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）において、項目ごとに国の府省令で定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づいて定めなければならないとされています。

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度	具体例(家庭的保育事業等)
従うべき基準	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	・職員の資格、員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。	・上記以外の事項 ・特に「保育室及びその面積」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とする。

4 本市の基準の検討にあたっての基本的視点

国の府省令の発出を受けて、本市で基準条例を制定するにあたっては、

- ・国の示す基準が、本市の従来の施設・事業の基準と比較して、教育・保育の質を維持・向上することが可能な基準となっているか。
 - ・本市の従来の施設・事業が、新制度へ円滑に移行できる基準となっているか。
- の2つの視点を基本として、検討しています。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

新制度で新たに一体型の施設として規定される幼保連携型認定こども園について、その学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を規定するものです。

2 主な検討事項

(1) 園長の資格について

	内容
国における検討状況	○保育士資格及び教諭免許の両方を有する、かつ、 ○5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者を原則としつつ、 ○上記と「同等の資質を有する者」と設置者（法人理事長等）が認める場合についても認めることとされています。
本市における検討	○5年以上の経験を求める職について、幼稚園教諭又は保育士としての経験に限定すべきではないか ○「同等の資質を有する」と認める者は、設置者ではなく第三者とすべきではないか
3月の保育・教育部会における各委員からのご意見	○「同等の資質」は際限なく広がる虞がある。質を担保するため一定の基準が必要 ○「同等の資質を有する」と認めるのは第三者とすべきではないか ○法人理事長自らが園長として認定こども園事業を進める場合もあり、事業を推進するためには園長資格をあまりに厳格にすべきではない ○幼稚園から移行するにあたって、現在の幼稚園長の有する資格から鑑みると、国の示す基準でよいのではないか

<その後の経過等>

これまで、国の子ども・子育て会議の検討資料をもとに、国における検討事項が基準府省令として示されることを前提として、本市でも基準で規定すべき内容として議論していただいたところですが、このたび、国が、園長資格については認定こども園法施行規則の改正の中で規定するとの方針を示したことから（5月末頃の公布を予定しているとのこと）、状況が変わってしまい、園長資格について自治体はその規定をすることはできなくなっていました。

(2) 食事の提供について

国の示す基準では、食事の提供は自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可としています。

乳幼児の区分	国の示す基準	本市の検討案
1号認定子ども (3歳以上の保育が必要でない子ども)	園の判断 (必ずしも食事の提供を求めない)	国基準に同じ
2号認定子ども (3歳以上の保育が必要な子ども)	食事の提供が必要 (一定の要件のもと外部搬入も可能)	
3号認定子ども (3歳未満の保育が必要な子ども)	食事の提供が必要 (自園調理を求める)	

※自園調理による食事の提供は調理室の設置が原則となっています。

<本市としての考え方>

- 現行の保育所に関する規定でも、保育所の設備、運営に関する基準で自園調理を原則としており、3歳以上の幼児についてのみ、一定の要件のもと外部搬入を可としています。3歳以上の幼児への食事の提供について、市内の認可保育所ではすべて自園調理で提供しています。幼稚園では、自園調理の他、弁当の持参や外部搬入による対応の園もあることを踏まえ検討する必要があります。
- 本市では、保育所の設備、運営に関する基準を踏まえ、食事の提供は自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とします。
- 外部搬入による場合でも、現行の保育所と同様、必要な調理機能を有する設備、栄養士の指導を受けられる体制の確保、アレルギー対応、栄養面、衛生面での配慮は求めることとなります。

(3)乳児室の面積について

	国の基準	本市の基準案	(参考)本市の保育所基準
乳児室	1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児(注・満2歳に満たない幼児)1人につき3.3平方メートル以上とすること。	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児(注・満2歳に満たない幼児)1人につき3.3平方メートル以上とすること。 ただし、当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上とする。
ほふく室	3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積	ただし、既存の保育所、幼保連携型認定こども園から移行する場合について、「当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上」とする。	

<本市としての考え方>

- 国の基準は、ほふくしない乳幼児とほふくする乳幼児とで基準面積を分けて規定していますが、乳幼児がほふくを開始する時期は乳幼児一人ひとりで異なっており、年度中にほふくする乳幼児の人数に合わせて居室の面積を変更することも困難なため、実際には2歳未満児の保育室については「0歳児及び1歳児の保育室」として整備することが適切と考えます。
- 本市では、保育所の設備、運営に関する基準を踏まえ、保育の質を高めるために、基本的に「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上」とします。

1 趣旨

児童福祉法に新たに認可事業として位置付けられる、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③居宅訪問型保育事業、④事業所内保育事業、について、その設備及び運営に関する基準を規定します。

2 主な検討事項

(1) 総則

○連携施設の設定について

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、保育の提供の終了後も 満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるようにしなければならないとされています。

	連携の内容	説明	国の基準(経過措置)	本市基準案(経過措置)
①	保育内容の支援	利用乳幼児に集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の支援	制度開始から5年間は経過措置を設けることができる。	経過措置は設けない
②	必要に応じて代替保育の提供	必要に応じて、職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、代わって保育を提供すること		家庭的保育事業のみ経過措置を設ける。
③	卒園後の進級先の確保	保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設で教育・保育を提供すること		5年間の経過措置を設ける。

<本市としての考え方>

- ・①保育内容の支援については、現行の家庭的保育事業等において保育所と連携している実態も踏まえ、本市では経過措置を設けず、制度開始当初からの連携を求めます。
- ・②必要に応じて代替保育の提供については、家庭的保育事業については代替保育の提供を確保するためには一定の期間が必要であることから、経過措置を設けることとします。
一方、小規模保育事業等は職員が複数配置される事業であるため、代替保育の提供は当該事業者がその必要に応じて連携することとします。
- ・③卒園後の進級先の確保については、進級先となる保育所、認定こども園、幼稚園との調整が不可欠であり、その調整には一定の期間が必要であることから、経過措置を設けることとします。

○食事の提供について

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)については、原則として、自園調理による給食の提供が義務付けられています。ただし、一定の条件のもと、外部からの給食の搬入が認められています。

搬入が認められるための要件	調理する施設
①食事の提供の責任が事業者にあり、管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制や契約内容が確保されていること。	○連携施設 ○同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等
②事業所やその他の施設、保健所、市町村等の栄養から、献立等について栄養の観点から指導が受けられるなど、栄養士による配慮が行われること。	
③調理業務の受託者については、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力をもつ者とする。	
④乳幼児の年齢、発達の段階、健康状態に応じた食事や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量など、食事の内容や回数、時機に適切に対応することができること。	
⑤食育の観点から、乳幼児の発育、発達の過程に応じて配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。	

(2) 家庭的保育事業

○設備に関する基準について

国基準	本市基準案	考え方
乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること	乳幼児の保育を行う専用の部屋は、原則として、居宅等の1階とする。ただし、居宅等の1階に保育室が確保できない場合は、居宅等の2階までに設置することとし、その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難に有効な設備を有する集合住宅であることとする。	家庭的保育事業は家庭的保育者が1人で3人までの乳幼児を保育する事業であるため、非常災害時の対応の必要性から、乳幼児の安全を確保するため、より厳しい基準とします。 ※経過措置を設ける予定です。
前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること	国基準に同じ	
乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること	国基準に同じ	
衛生的な調理設備及び便所を設けること	(追記) 調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を施設に設置すること。	衛生的な管理の観点から、幼児の使用する手洗い設備と、調理員等が使用する手洗い設備は別に設置することを必要とします。なお、当該手洗い設備は調理員専用とするよう努めることとします。
同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべきう場所を含む。)があること。	国基準に同じ	
前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。	国基準に同じ	
火災報知機及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	国基準に同じ	

○家庭的保育者について

国の示す資格(12/26日子ども・子育て会議資料より)	本市の検討案
<p>現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者で、必要な研修の修了を求める。</p> <p><現行制度で認められる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上) ・家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者(1年未満) 	<p>本市における現行の家庭保育福祉員制度における資格として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有する者 ・看護師免許を有する者 ・幼稚園教諭免許を有する者 ・1年以上の家庭的保育経験者(補助者含む) <p>としていることを踏まえ、別途整理します。</p>

(3)小規模保育事業

小規模保育事業は、定員規模や職員の資格等によって、3類型(A型、B型、C型)に区分されています。

○定員、職員配置基準について

	定員	職員資格	国の基準	本市検討案
A型	6~19人	保育士	(全員)	国基準に同じ
B型		保育従事者	保育従事者のうち半数以上は保育士とする。	保育従事者のうち、3分の2以上は保育士とする。
C型	6~10人	家庭的保育者	(全員)	国基準に同じ

<本市としての考え方>

○B型における保育従事者について、B型への移行が想定される現行制度の横浜保育室は、保育従事者のうち3分の2以上を保育士として求めていることから、保育の質を維持・向上するため、国よりも高い基準を定めることとします。

○なお、平成25年度から実施する「小規模保育モデル実施事業」についても、同様の基準としています。

○設置主体について

	国の基準	本市の検討案	考え方
A型	規定なし	法人とする。	事業の継続性、安定性を求める。
B型			
C型		規定なし。	—

<本市としての考え方>

○一定の人数の乳幼児を預かる規模の事業であるA型、B型については、事業の継続性、安定性を強く求める必要があることから、個人立ではなく、法人による設置・運営を求めることとします。

○なお、平成25年度から実施する「小規模保育モデル実施事業」についても、同様の基準としています。

○責任者の設置について

	国の基準	本市の検討案	考え方
A型	規定なし	責任者を置くこととする。	保育の現場における責任の所在を明らかにするため
B型			
C型			

<本市としての考え方>

○複数の職員が保育に従事する小規模保育事業においては、その現場における責任の所在を明らかにすることで適切な運営を担保するため、責任者を置くこととします。

○なお、平成25年度から実施する「小規模保育モデル実施事業」についても、同様の基準としています。

○設備の基準について

国の基準(A型、B型)	国の基準(C型)	本市の検討案
乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。		(追記) 調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を施設に設置すること。
乳児室又はほふく室の面積は、1人につき3.3㎡以上であること。		<C型のみ> 乳児室又はほふく室の面積は、各室ごとに9.9㎡(各室で保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。
乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。		国基準に同じ
満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近にある代わるべき場所を含む。)、調理設備、便所を設けること。	満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設けること。	国基準に同じ
保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。	国基準に同じ
保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。		国基準に同じ
耐火建築物又は準耐火建築物であること。		耐火建築物又はイ号準耐火建築物であること。
保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、転落事故を防止する設備が設けられていること。		国基準に同じ
その他(屋内階段、屋外階段等)		国基準に同じ

<本市としての考え方>

- 調理設備の設置について、衛生的な管理の観点から、幼児の使用する手洗い設備と、調理員等が使用する手洗い設備は別に設置することを必要とします。なお、当該手洗い設備は調理員専用とするよう努めることとします。
- C型にかかる乳児室又はほふく室の面積について、C型は、1人の家庭的保育者が3人の乳幼児を保育する形態であるため、乳幼児1人あたりの面積を各室ごとに確保する必要があります。
- 準耐火建築物について、火災の際に確実な避難のための時間を確保することで乳幼児の安全をより高める必要があります。